

第 12 消防防災計画

高層、大規模又は特殊な建築物等（以下「高層建築物等」という。）の建築に際し、総合的かつ適正な防災計画の指導を行うことにより、高層建築物等の安全性の確保を図ることを目的とする。

1 適用範囲

- (1) 令別表第 1（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - ① 延べ面積 50,000 m²以上の防火対象物
 - ② 地階を除く階数が 15 以上で、かつ、延べ面積が 30,000 m²以上の防火対象物
- (2) 延べ面積が 1,000 m²以上の地下街
- (3) 令別表第 1（1）項から（4）項、（5）項イ、（6）項、（9）項イ及び（16）項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - ① 地階を除く階数が 11 以上であり、かつ、延べ面積が 10,000 m²以上のもの
 - ② 地階を除く階数が 5 以上であり、かつ、延べ面積が 20,000 m²以上のもの

2 指導事項

関係法令及び関係指導基準等並びに「新・建築防災計画指針」「（一般財団法人日本建築センター）」（以下「建築センター」という。）等に基づき指導するものとする。

3 防災計画書の提出及び記載事項

前 1 に該当する高層建築物等を建築する者は、建築確認申請（計画通知含む。）をする 30 日前までに、「消防防災計画提出書」（様式第 1 号）及び消防防災計画書を指導課長に各 3 部提出するものとする。

なお、「消防防災計画書」には、次に掲げる事項を記載した図書を添付するものとする。

- (1) 建築物の概要
 - 位置、構造、規模、用途
- (2) 防災計画基本方針
 - 避難階の位置、防火区画の構成、安全区画の位置と構成、避難施設の位置と避難経路の設定（基準階、特殊階について）
- (3) 敷地と道路
 - ① 避難階における出入口、敷地内道路と外周道路・広場等の関係
 - ② 消防隊の進入路
- (4) 防災設備
 - その種類、配置
- (5) 火災覚知と通報
 - ① 自動火災報知設備等の警報設備、煙・熱感知器、非常電話の種類・配置
 - ② 諸設備の連携方法
 - ③ 避難指令の方法
- (6) 避難（避難施設の配置と構造）
 - 避難施設等の配置と構造（廊下、直通階段、避難階段、特別避難階段、避難経路

上の開口部，非常用照明，誘導灯，屋上広場，屋外，バルコニー等)

- (7) 排煙設備，非常用の進入口及び非常用エレベーター
配置，構造
- (8) 消火設備
種類，配置
- (9) 防災センター（中央監視室含む。）
 - ① 防災施設等の管理方法
 - ② 外部からの進入経路

4 事務処理要領

(1) 受付

指導課長は、「消防防災計画書」が3部提出された場合は、「消防防災計画書受付簿」（様式第2号）に必要事項を記載し，受付けするものとする。

(2) 審査

- ① 指導課長は、「消防防災計画書」3部に「消防防災計画指導書」（様式第3号）を添付し，1部を警防課長に，1部を所轄署予防課長に送付するものとする。
- ② 警防課長，所轄署予防課長及び指導課長は、「消防防災計画書」の内容を審査し，その審査結果を「消防防災計画指導書」に記載するものとする。
- ③ 警防課長及び所轄署予防課長は、「消防防災計画指導書」を指導課長に返付するものとする。

(3) 通知

- ① 指導課長は、「消防防災計画指導書」の内容を取りまとめ，「消防防災計画指導書」により，提出者に指導事項等を通知するものとする。
- ② 指導課長は，通知した内容について，提出者に回答及び「消防防災計画書」の訂正を求めるものとする。

(4) その他

任意に建築センターの建築防災計画評定を受ける場合は，前(1)から(3)によるほか，建築防災計画評定に係る評定書及び建築センターが押印した防災計画書（製本）各2部の提出を求めるものとする。

様式第 1 号

消 防 防 災 計 画 書

平成 年 月 日

福岡市消防局予防部指導課長

提出者 住 所
氏 名
電 話

下記の建築物に関する消防防災計画を提出します。

記

建築物の名称				
建 築 主	住 所 氏 名 電 話			
設 計 者	住 所 氏 名 電 話			
所 在 地				
工 事 種 別				
建築物の概要	用 途		構 造	
	階 数		高 さ	m
	建築面積		延べ面積	m ²
受 付 欄	備 考			

様式第 2 号

消 防 防 災 計 画 書 受 付 簿

受 付			提出者氏名	防火対象物		回答日	備 考
年	月日	番号		名 称	所在地		

様式第 3 号

消 防 防 災 計 画 指 導 書

対象物名称	
-------	--

番号	頁	指 導 事 項	回 答
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

